

# 令和6年9月採用 公益財団法人わかやま産業振興財団 「地域課題解決型起業支援事業」 サブマネージャー募集案内

(公財)わかやま産業振興財団(以下「財団」という。)では、「地域課題解決型起業支援事業」の実施にあたり、事業を実施する者として地域課題解決型起業支援事業サブマネージャー(以下「サブマネージャー」という。)を以下の内容で募集します。

## 1 地域課題解決型起業支援事業について

### (1) 目的

和歌山県が地域再生計画(地方創生に資する「仕事・移住」支援の強化)に定める社会的事業の分野における起業を促進するため、新たに起業する者(以下「起業家」という。)に対する当該起業に要する経費の一部を補助する事業(以下「起業支援金」という。)及び事業立ち上げ等に関する伴走支援の事業を実施します。

### (2) 事業概要

和歌山県から補助金の交付を受け、財団内に事業実施拠点を設置し、下記2に掲げる業務を実施します。

### (3) スタッフの構成(当面の予定人員。勤務日)

マネージャー(1名。週3日程度)、サブマネージャー(1名。週3日程度)、事務補助職員(1名。週5日)

## 2 業務概要

### (1) 地域課題解決型起業支援事業としての取組み

上記1の目的を達成するため主に次の業務を行います。

#### ① 起業支援金の審査、交付

- ア. 起業支援事業の審査・採択
- イ. 起業家に対する交付決定業務
- ウ. 起業家の事業実態(交付決定事業開始及びその後の事業運営)の確認
- エ. 起業家に対し支払うべき額の確定検査
- オ. 起業支援金の支払い
- カ. 交付決定事業終了後の起業家の事業化及び収益状況等の和歌山県等への報告
- キ. 起業家の財産管理の監督
- ク. その他起業支援金の交付をより効果的に行うための付随的業務

## ②起業者への伴走支援

- ア. 申請事業計画の確認・相談
- イ. 起業者の事業計画相談対応
- ウ. 起業者の進捗状況の確認
- エ. 起業者の経理処理状況の管理・指導
- オ. 起業者の販路開拓等の経営支援
- カ. 起業者へのセミナー開催及び、相互ネットワーク形成支援
- キ. 地域での事業継続に係る支援
- ク. その他起業者への伴走支援をより効果的に行うための付随的業務

## (2) サブマネージャーの業務内容

地域課題解決型起業支援事業の責任者であるマネージャーを補佐し、上記 2 の業務を実施するとともに、和歌山県、他の産業支援機関等と連携して実務を行います。

### 【補足】

上記(1)及び(2)に掲げた業務内容については、あくまでも基本的な業務を示したに過ぎずこれに限定するものではありません。

また、和歌山県へ提出する報告書の作成等の定型業務や会議の開催に係る調整業務等、内部的な事務や雑務についても、当然、所掌事務の範囲内にあると考えてください。

## 3 募集職種及び人数

サブマネージャー 1名

\*試験の結果、合格者がいない場合があります。

## 4 勤務条件等

項目	説明
委嘱期間	令和6年9月1日から令和7年3月31日まで ※翌年度(令和7年4月1日から1年間)の公募による採用試験を受験して合格した場合は、引き続き勤務することは可能です。
勤務場所	公益財団法人わかやま産業振興財団内 (和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階) ※相応の理由がある場合は、理事長が指定する場所とします。
職名	サブマネージャー
業務日及び業務時間	週3日程度。原則として、下記「勤務を要しない日」を除く日において、午前9時から午後5時45分まで(ただし、必要に

	より時間外に勤務を要する場合があります。)
休憩時間	午後0時から午後1時まで
業務を要しない日	原則として、土曜日、日曜日、法律で定める休日、年末・年始 (12/29~1/3)
有給休暇	無し
謝金等	1 日額 25,000円 + 消費税 2 その他手当 なし
旅費	業務上の出張については、財団の規程により別途旅費を支給します。
謝金等の支給日	原則として、翌月金融機関営業日 8日目(口座振込)
社会保険等	社会保険、雇用保険、労災保険の加入はありません。

## 5 契約(委嘱)日

令和6年9月1日(日) 但し、最初の業務日は同月2日(月)以降となります。

## 6 応募要件等

以下のすべての要件を満たすこと

- ①事業の広報に係る相談対応、他の産業支援機関等との連携が主要な業務となることを踏まえ、それらの業務を遂行することのできるコンサルティング能力やコミュニケーション能力、起業支援に関する経験を有すること。
- ②県内産業状況等について相応の情報を有しているか、若しくは、今後それらの情報を主体的に習得できる能力を有していること。
- ③他のスタッフや財団の職員と円滑に連携できること。
- ④パソコンによりワード・エクセル等の基本操作ができること。それらのソフトを活用してプレゼンテーション資料の作成業務、関係書類の作成ができること。  
また、インターネットの活用や電子メールによる送受信が業務を行う上で支障なくできること。
- ⑤報告書作成等の内部処理や電話対応、整理整頓等の雑務もこなすことができること。
- ⑥普通自動車免許(AT限定免許可)を有し、自己の運転により企業訪問等のため単独でも移動できること。
- ⑦消費税に係る適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)として登録されている者又は採用決定した場合は、令和6年8月31日までに適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)として登録手続きを完了する者であること。

【不適格事項】下記のいずれかに該当する者は応募できません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴

力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

## 7 その他注意事項

サブマネージャーは、本事業により知り得た起業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。本事業の終了後も同様とします。

## 8 選考方法

### (1) 第1次試験（書類審査）

提出された受験申込書により書類審査を行い、合否については、全員に郵送にて通知します。

【合否結果通知日（予定）】

令和6年7月24日（水）頃に発送を予定しています。

### (2) 第2次試験（面接審査）

第1次試験の合格者に対し個人面接を行い、最終的な合否を決定します。合否については、書面で郵送により通知します。

【試験日（予定）】 令和6年8月1日（木）

【試験場所及び時間等】 試験場所は、フォルテワジマ内の会場（和歌山市本町二丁目1番地）を予定しています。詳細は第1次試験合格通知の際にお知らせします。

受験者本人の試験結果は、口頭で開示請求することができます。開示を希望する人は、以下により受験者本人が、財団総務部に事前に連絡したうえで、本人であることを証明する書類（運転免許証及び旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、財団に請求してください。

試験の種類	開示請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から令和6年8月30日まで（午前9時から午後5時まで）
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験及び第2次試験の得点及び順位	

## 9 受験申込書等の配布と申込方法

所定の受験申込書等を期間内に財団に提出してください。

### (1) 受験申込書等の配布

#### ア 直接入手する場合

下記の場所及び期間において配布しております。

【配布期間】 令和6年7月5日から令和6年7月23日（土日・法律で定める休日を除く日の午前9時から午後5時まで）

【場 所】（公財）わかやま産業振興財団 総務部（和歌山市本町二丁目1番地  
フォルテワジマ6階 電話073-432-3412）

#### イ 郵送により入手する場合

郵送で受験申込書等を請求される場合は、封筒の表面に「サブマネージャー申込書類請求」と朱書きし、宛先を記載した返信用封筒（角形2号封筒（240mm×332mm）に140円分の切手を貼付したもの）を同封し、下記の請求先に請求してください。

#### 【請求先】

〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階  
（公財）わかやま産業振興財団総務部  
電話 073-432-3412

#### ウ ホームページからダウンロードする場合

受験申込書等は財団のWEBサイトからダウンロードすることができます。

<https://www.yarukiouendan.jp/>

### （2）申込方法等

- ・下記「（3）提出書類」に掲げた書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに必ず簡易書留で郵送してください。（持参による受付はしておりません。）
- ・封筒の表面に「サブマネージャー申込書類在中」と朱書きしてください。
- ・提出された受験申込書等は一切返却しません。

### （3）提出書類

- ①様式1 受験申込書（写真貼付）
- ②様式2 学歴、職歴・主な業績の詳細
- ③様式3 受験の動機、自己アピール等（2,000字程度）
- ④返信用封筒 1通  
（長型3号（120mm×235mm）定形封筒に返信用切手434円（簡易書留用）、  
を貼付し、送付先（応募者）の郵便番号及び住所を記入したもの。）

### （4）受付期間

令和6年7月5日（金）から令和6年7月23日（火）17:00（必着）

#### (5) 申込に当たっての注意事項

- ①提出書類に不足等がある場合は、「書類不備」として扱い、書類審査（第1次試験）ができない場合もありますので、十分ご注意ください。
- ②申込に係る費用（面接のための交通費等も含む。）は、自己負担となります。
- ③申込書類の内容に虚偽があることが判明した場合は、委嘱後に委嘱を取り消すことがあります。
- ④提出書類は日本語で作成してください。

#### 【問い合わせ先】

和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階

公益財団法人わかやま産業振興財団 総務部

担当 垣内、西前

電話 073-432-3412

FAX 073-432-3314

e-mail : soumu@yarukiouendan.jp